

令和2年度事業経過報告

一 制度対策本部関係

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

所有者不明土地問題等への対応として、法制審議会、筆界認定の在り方に関する検討会等の政府機関の会議へ構成員（委員）として参画し、必要に応じ法務省民事局民事第二課と事前打合せ等を行いながら、土地家屋調査士の立場からの意見、提言と情報収集を行った。

また、所有者不明土地問題に関する昨今の状況を制度対策本部、業務部、社会事業部の取組から共有し、懸案事項への対応スタンス、今後の取組等について協議するなど連携を図ってきた。

(1) 法制審議会民法・不動産登記法部会（法務省大臣官房司法法制部）への出席

- ① 平成31年3月19日に法務省大臣官房司法法制部において設置された「法制審議会民法・不動産登記法部会」に、連合会からは、第1回（平成31年3月19日）から最終の第26回（令和3年2月2日）まで連合会長が構成員（委員）として継続的に出席し、制度対策本部役員等がほぼ毎回傍聴出席する等サポートした。

また、各回について法務省民事局民事第二課において事前説明等打合せが行われ、対応した。

- ② 令和2年度の開催に当たる第14回（6月23日）～最終第26回（2月2日）においては、「共有制度の見直し（通常の共有関係の解消方法）、（通常の共有における共有物の管理）、「遺産の管理と遺産分割に関する見直し」、「相隣関係規定等の見直し」、「財産管理制度の見直し（所有者不明土地管理制度について）、（所有者不明建物管理制度等）、（不在者財産管理制度、相続財産管理制度について）、（管理不全土地管理制度及び管理不全建物管理制度）、管理措置請求制度について、不動産登記法の見直し（相続の発生を不動産登記に反映させるための仕組み等）、土地所有権の放棄（相続を契機にして取得した土地の国への所有権移転）、管理不全土地への対応等々について審議が行われた。

第21回（11月10日）からは、これまでの審議項目と審議結果を確認しながら、審議取りまとめである「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する要綱案」のたたき台の検討の審議が行われた。

- ③ 上記②の法制審議会民法・不動産登記法部会の審議取りまとめを反映した要綱案については、令和3年2月10日開催の法制審議会総会（法制審議会第189回会議）に報告された。

(2) 筆界認定の在り方に関する検討会への出席

土地の表示に関する登記（表題、地積更正、分筆等）申請や登記所備付地図作成作業における筆界確認情報について、登記実務の観点から確認を得ることが困難な場合における筆界認定の在り方等を整理することを主な目的とし、（一社）金融財政事情研究会の主催により設置された筆界認定の在り方に関する検討会に構成員として参画した（全4回）。

これまでに出席した第1回（令和2年1月29日）～第4回（令和2年10月12日）は、「土地の区画が明確である場合には、筆界確認情報の作成及び登記所への提供を不要とすることが考えられないか」、「筆界確認情報の作成主体が複数であり得る場合において、そのうちの一部の者の作成した筆界確認情報で足りるとすることが考えられないか」、「永続性のある境界標の設置について」「検討報告書案について」等について意見交換が行われた。

なお、これまでの検討結果の取りまとめについては、何らかの形で公開される予定で、現在主催者側で検討中である。

2 土地家屋調査士制度改革の推進

改正土地家屋調査士法令施行後の十分かつ速やかな対応を意識して取り組んできた。

また、ADR 認定土地家屋調査士の制度や特別研修の内容の将来的な在り方等について協議するため、制度対策本部下に研修部、社会事業部の役員、さらに会員から新たに本部員を委嘱し、それらを構成員として、次期の土地家屋調査士法の改正も見据えて検討するための専門部会（ADR 認定土地家屋調査士活用に関する検討PT）を設置し、ADR 認定土地家屋調査士活用策についてのスキーム作成についての検討や土地家屋調査士が就いている様々な専門的な委員にADR 認定土地家屋調査士を推薦する環境整備策の検討を行った。

3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処

2018年から準天頂衛星システム（QZSS）「みちびき」を利用したビジネスやサービスを利活用できる環境が社会的に整いつつある中、QZSSを登記測量への利活用することについての法的課題、利便性、費用と効果、汎用性等についての検討を行うため、制度対策本部下に、関係役員を構成員として専門部会（準天頂衛星システム（QZSS）の登記測量への利活用検討PT）を設置した。

また、準天頂衛星システム（QZSS）の登記測量への利活用を目的とし、近傍に基本三角点等が存しない場合においても、GNSSによる単点観測法を応用することにより、世界測地系による地積測量図の作成を可能とするため、「GNSS単点観測法による登記引照点マニュアル」（案）を作成している。

これについては、令和2年11月30日に皇居二重橋付近の2級基準点において、観測機器メーカー数社の協力の下に同マニュアル案に基づく単点観測の実証作業を行い、データ収集を行った。また、同年12月21日、この実証作業での単点観測及びスタティック測量による

観測データ収集、分析に係る説明を法務省民事局民事第二課の担当官に行うとともに、同マニュアル案及び実証作業等について意見交換を行い、以降、本マニュアル案に基づいた測量の成果を用いて作成する地積測量図の記載例や同じく不動産登記規則第 93 条ただし書に基づく不動産調査報告書の記載例を示すとともに継続的に打合せを行った。

4 国際化への対応及び学識者との共同研究

令和 2 年 12 月に韓国で開催予定であった第 12 回国際地籍シンポジウムについては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の状況下、今回主催の韓国側において、日本（連合会）、台湾との三者の意見調整が行われた結果、当座、2022 年に対面形式で開催することを目標に延期し、その間の国際地籍学会の会長職は現在の主催国である韓国が延期して就くことで合意されている。

5 その他緊急課題への対応

緊急又は突発的な案件や、予算想定されていない事項等について、情報等の収集又は対応を行ってきた。

(1) 政党への要望活動

全国土地家屋調査士政治連盟と連携して政党への要望（政策・予算）活動等を以下のとおり行った。

- ① 自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」（令和 2 年 11 月 10 日）
- ② 公明党「政策要望懇談会」（令和 2 年 11 月 17 日）
- ③ 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会（令和 2 年 12 月 2 日）
- ④ 立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟総会（令和 2 年 12 月 15 日）

予算要望

- 登記所備付地図（不動産登記法第 14 条第 1 項）作成作業と予算措置の確保について
- 表題部所有者不明土地の解消に関する施策の予算措置の確保について
- 筆界特定手続に関する予算措置の確保について
- 狭隘道路解消に係る予算の創設及び国による統一的な制度、基準の策定について

政策要望

- 土地家屋調査士が行う筆界を明らかにする業務について
- 所有者不明土地問題等に関する諸施策への土地家屋調査士の活用について
- 地籍調査事業への土地家屋調査士の活用について

(2) その他主なもの

- 公嘱協会が筆界特定手続代理関係業務を行うことについて、法務省、全公連、全調政連とともに継続的に打合せを行った。

- 地籍調査実施中の区域の土地について地方公共団体が筆界特定手続代理関係業務を公嘱協会に委託する際の問題点について法務省と継続的に打合せを行った。
- 筆界を明らかにする業務に係る対応について法務省と継続的に打合せを行った。
- 土地家屋調査士制度の維持・充実・拡充・発展等に向けた政党への政策・予算要望について法務省や全公連・全調政連と打合せを行った。
- 関係法令の改正に係るパブリックコメントについての周知対応と意見提出の検討を行った。
- 法務省から全省庁統一資格に係る申請記入要項の改定に関する周知広報についての情報に接した。近日公開される予定とのことで、公開を受けて各土地家屋調査士会、全公連へ連絡予定である。

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 第 77 回定時総会の開催について

第 77 回定時総会の開催方法については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止すること、また総会構成員の安全を最優先すること、全国ブロック協議会長からの要望等の理由により東京直近県（東京、神奈川、埼玉、千葉会の会長及び同会に所属する連合会役員）のみ参集し、感染リスクの減少に努め同定時総会を開催した。

また、日本土地家屋調査士会連合会会則第 21 条第 2 項には、土地家屋調査士会の会長及び代議員は、代理人によって議決権を行使することが可能であると規定されており、同条第 3 項には、その代理人は総会の構成員以外の者であって、当該土地家屋調査士会員であるものに限ると規定されていたが、令和 2 年 4 月 22 日及び 23 日に開催した令和 2 年度第 1 回理事会において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和 2 年度の定時総会に限り、会則第 21 条第 2 項及び第 3 項とは別に、総会の構成員は総会の他の構成員を代理人と定めて、議決権を行使することができることとした。

(2) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備

日本土地家屋調査士会連合会会則を始めとする諸規則について、社会情勢や制度環境を的確に捉え、現状に適応するよう適宜見直しを行っている。

① 会則、諸規則の改正等

ア 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正

土地家屋調査士法の一部改正に伴い、第 77 回定時総会における承認をもって日本土地家屋調査士会連合会会則（以下「連合会会則」という。）の変更に係る法務大臣

認可申請を行い、令和 2 年 7 月 17 日付け日調連発第 125 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

イ 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正

令和 2 年 1 月 15 日に行われた役員選任に関する検討特別委員会からの答申に対する協議の結果に対応するため、日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の一部改正について検討し、第 77 回定時総会で承認されたため、令和 2 年 7 月 17 日付け日調連発第 125 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

ウ 土地家屋調査士職務規程の新設

全国統一された規程の設置が必要であるとの趣旨から、土地家屋調査士職務規程の新設について業務部で検討し、第 77 回定時総会で承認されたため、令和 2 年 7 月 21 日付け日調連発第 132 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

エ 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 29 号 令和 2 年 8 月 1 日施行）並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号 令和元年 9 月 14 日施行）により、土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部を改正する必要があることから、土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正について検討し、令和 2 年第 3 回理事会において承認されたため、令和 2 年 7 月 28 日付け日調連発第 139 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

オ 土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会会則第 67 条第 2 項に規定する「連合会が指定する研修」（義務研修）として、令和 3 年度から「新人研修」及び「年次研修」を指定することから、土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部を改正し、令和 2 年 12 月 10 日から施行している。

カ 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正

月額手当及び日額手当の対象期間を明確にするとともに、支給日を変更すること等から、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部を改正し、令和 3 年 1 月 1 日から施行している。

キ 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則の廃止

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局は、平成 27 年 3 月に閉局しており、今後再開の見込みはないことから、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則を令和 2 年 12 月 10 日をもって廃止した。

ク 日本土地家屋調査士会連合会 ADR センター規則の一部改正

現状に即した文言修正を行うため、日本土地家屋調査士会連合会 ADR センター規則

の一部を改正し、令和 2 年 12 月 10 日から施行している。

ケ 日本土地家屋調査士会連合会筆界特定制度推進委員会規則の一部改正

エ同様に、日本土地家屋調査士会連合会筆界特定制度推進委員会規則の一部を改正し、令和 2 年 12 月 10 日から施行している。

コ 業務実態モニター設置規程の廃止

長期間にわたり運用されていないことから、業務実態モニター設置規程を令和 2 年 12 月 10 日をもって廃止した。

サ 日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則の一部改正

エ同様に、日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則の一部を改正し、令和 2 年 12 月 10 日から施行している。

シ 日本土地家屋調査士会連合会個人情報保護に関する規則の一部改正

エ同様に、日本土地家屋調査士会連合会個人情報の保護に関する規則の一部を改正し、令和 2 年 12 月 10 日から施行している。

ス 日本土地家屋調査士会連合会会館維持管理規程の一部改正

エ同様に、日本土地家屋調査士会連合会会館維持管理規程の一部を改正し、令和 2 年 12 月 10 日から施行している。

セ 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正

土地家屋調査士会における理事会の開催方法について、感染症の拡大や災害等により通常の方法による開催が困難になった場合でも、他の方法による開催が可能となるよう改正した（令和 3 年 2 月 22 日付け日調連発第 368 号をもって各土地家屋調査士会へ通知）。

なお、他の方法による開催を可能とする改正の趣旨は、感染症の拡大防止や災害等によるやむを得ない状況により参集形式による会議の開催ができない場合にのみ、電子会議システムを利用した開催を可能とするものであるため、各土地家屋調査士会には、この旨留意いただきたい。

ソ 日本土地家屋調査士会連合会公式 SNS（YouTube 及び Facebook）運用基準の新設

連合会が情報提供媒体として公式 SNS（YouTube 及び Facebook）を運用するため、日本土地家屋調査士会連合会公式 SNS（YouTube 及び Facebook）運用基準を新設した。

タ 土地家屋調査士新人研修実施要領の一部改正

土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部改正（令和 2 年 12 月 10 日施行）により、日本土地家屋調査士会連合会会則第 67 条第 2 項に規定する「連合会が指定する研修」として新人研修が指定されたことから、土地家屋調査士新人研修実施要領の一部を改正し、令和 3 年 2 月 18 日から施行している。

チ 土地家屋調査士年次研修実施要領の新設

土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部改正（令和2年12月10日施行）により、日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項に規定する「連合会が指定する研修」として年次研修が指定されたことから、土地家屋調査士年次研修実施要領を新設し、令和3年2月18日から施行している。

ツ 顧問料及び謝金に関する規程の新設

慣例的に顧問へ支払っていた顧問料及び必要に応じて支払う謝金について、その取扱いを定めておく必要があることから、顧問料及び謝金に関する規程を新設し、令和3年4月1日から施行している。

テ 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正

役員へ支払う月額手当の支払基準の明確化及び電子会議における日額手当の新設並びに同規程の名称を「日本土地家屋調査士会連合会役員等給与規程」に変更すること等から、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部を改正し、令和3年4月1日から施行している。

ト 役員以外の者に支払う報償費に関する規程の新設

慣例的に委員等へ支払っていた報償費について、その取扱いを定めておく必要があることから、役員以外の者に支払う報償費に関する規程を新設し、令和3年4月1日から施行している。

ナ 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）の一部改正

役員及び委員へ支払う運賃等の統一及び同規程の名称を「日本土地家屋調査士会連合会旅費規程」に変更することから、日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）の一部を改正し、令和3年4月1日から施行している。

二 日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項の指定する研修の欠席者に対する指導要領（モデル）の新設

日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項に規定する「連合会が指定する研修」が義務研修であることから、これを欠席した者に対する土地家屋調査士会の指導要領（モデル）を新設し、令和3年2月18日とした。

ヌ 土地家屋調査士会綱紀委員会規則（モデル）の一部改正について

土地家屋調査士の懲戒処分における処分権者が法務大臣となり、懲戒処分が全国において統一された取扱いがされる中、土地家屋調査士会において適正かつ迅速な調査・判断・報告等を円滑に行うことができる環境を整えることを目的として、同規則の一部を改正した。

ネ 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）の一部改正について

土地家屋調査士会会則モデルの一部改正による土地家屋調査士法人の職印の取扱いが変更されたことに伴い、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の使用に関する取扱いも変更になったことから、その取扱いについては、令和2年7月28日付け日調連発第140号をもって各土地家屋調査士会に通知しているが、同規程（モデル）は、土地家屋調査士法人における同職務上請求書の取扱いが明確にされていない部分もあり、これを補うため、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程（モデル）の一部を改正した。

② 会則、諸規則の見直し

ア 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正の検討について

日本土地家屋調査士会連合会における理事会の開催方法について、感染症の拡大や災害等により通常の方法による開催が困難になった場合でも他の方法（電子会議システムの利用）により開催が可能となるよう連合会会則の一部を改正することとし、第78回定時総会において議案とする準備を進めている。

③ 土地家屋調査士会の会則変更の対応

各土地家屋調査士会からの会則変更に係る事前内議及び法務省からの意見照会については内容を精査し、修正を要する場合は意見を付して回答した。

(3) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等への対応

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応した。

② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集（令和3年追加）」の作成

各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に上げ、法務省民事局民事第二課の意見も踏まえて修正し、令和2年3月22日付け日調連発第388号をもって土地家屋調査士会へ送付した。

(4) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第39条の2に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努めるとともに、関係資料を入手した際は、各土地家屋調査士会に情報提供することとしており、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの調査結果を令和2年6月9日付け日調連発第87号をもって参考送付した。

(5) 大規模災害対策に関する検討

発生が危ぶまれている首都直下地震などの大規模災害に対して、連合会の会務運営が困難になる事態等を想定し、連合会の防災対策の強化を図り、災害時においても基本的な会務の運営が維持できる態勢の構築を推進した。

また、大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について検討し、

次の災害の被災会員に対して大規模災害対策基金からの義援金を給付した。

- ① 令和元年台風第 15 号
- ② 令和元年台風第 19 号
- ③ 令和 2 年 7 月 3 日からの大雨
- ④ 令和 2 年度台風第 10 号

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会の組織、会務運営の態勢等について適宜見直しを行うこととしており、随時、役員及び事務局の役割の明確化、事務局の組織についての見直し、業務執行の効率化を検討した。

3 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、申込みのあった会員について適切な審査を行い、速やかに電子証明書を発行し、電子証明書の取消しが必要な会員についても、適切かつ速やかに手続を行った。

有効電子証明書保有会員数 11,384 名(2021 年 4 月 19 日現在)

(会員数 16,141 名 (2021 年 4 月 1 日現在))

4 情報公開に関する事項

懲戒処分情報及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失等の状況について、連合会ウェブサイトへ適時適切に掲載にした。

5 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）及び文書等の保管等のために賃借している貸事務所の適正な管理に努めた。

6 登録事務

(1) 土地家屋調査士の登録件数

新規登録 354 件、会変更の登録 36 件、事項変更の登録 705 件、登録の取消し 462 件、土地家屋調査士登録証明書の交付 1,006 件

(2) 土地家屋調査士法人の登録件数

成立の届出 50 件、会変更の届出 1 件、従たる事務所設置の届出 6 件、その他の変更の届出 116 件、解散の届出 5 件、合併の届出 0 件、清算終了の届出 4 件、土地家屋調査士法人の登録事項証明書の交付 29 件、土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書の交付 167 件

(3) 登録審査会

令和2年8月31日現在において、土地家屋調査士法第16条第1項第1号に該当する者53名のうち、業務廃止等の手続を執った者25名を除く28名及び土地家屋調査士法第16条第1項第2号に該当する者1名について、登録審査会（令和2年12月17日開催）に諮り、同項第1号に該当する者28名については「登録の取消しが相当である。」との議決に基づき、令和2年12月17日付けでその登録を取り消した。

なお、同項第2号に該当する者1名については、登録審査会において聴聞の手続を執る必要があるとの結論に達し、令和3年3月31日に聴聞を行った。

7 その他

- (1) 土地家屋調査士会に備える土地家屋調査士会員名簿及び土地家屋調査士法人会員名簿と日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）に備える土地家屋調査士名簿及び土地家屋調査士法人名簿の照合に係る適正な事務について（令和元年度監査報告2(3)①の意見に対する対応）

土地家屋調査士会員名簿及び土地家屋調査士法人会員名簿と土地家屋調査士名簿及び土地家屋調査士法人名簿に登録されている土地家屋調査士会員及び土地家屋調査士法人会員が一致していることが大前提であることから、これらの名簿の定期的な照合が必須であり、当該事務の適正化を図ることについては是正措置の意見が監査報告において示されている。

これについては、次のとおり対応し事務の適正化を図った。

令和2年3月30日付け日調連発第380号をもって各土地家屋調査士会に令和2年4月1日現在の連合会に備える土地家屋調査士名簿及び土地家屋調査士法人名簿との照合に必要な土地家屋調査士会員名簿及び土地家屋調査士法人会員名簿の提供を依頼し、照合の結果、不一致が判明した会員については、必要に応じて当該土地家屋調査士会の協力を得ながらその原因を特定し（主な原因は、当該月の1日前後における退会や死亡の届出の連合会への未達又は連合会における手続中によるものであった。）、登録に関する手続が必要な事案については当該手続を完了させた。

その後、令和2年7月30日付け日調連発第147号をもって各土地家屋調査士会に改正日本土地家屋調査士会連合会会則（令和2年8月1日施行）の別紙に定める3か月ごとに提出される「土地家屋調査士会員数及び土地家屋調査士法人事務所数変更報告書」と併せて土地家屋調査士会に備える土地家屋調査士会員名簿及び土地家屋調査士法人会員名簿を提出することについて依頼し、令和2年10月1日現在の土地家屋調査士会員数及び土地家屋調査士法人事務所数から照合を開始し、上記と同様に不一致の原因を特定することで同報告書に記載の数の正確性を担保している。

なお、連合会の会費に関する取扱いを改めて明確にし周知することとして、土地家屋調査士会員及び土地家屋調査士法人会員の事務所における連合会の会費の発生期間（会員である期間）及び納入方法（納入時期）等について、令和2年10月9日付け日調連発第227号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

(2) 土地家屋調査士法人会員に係る連合会の会費の誤納への対応について（令和元年度監査報告1(3)①の意見に対する対応）

一つの土地家屋調査士会から、土地家屋調査士法人会員に係る連合会会費の誤納（土地家屋調査士法人会員数ではなく土地家屋調査士法人事務所数により会費の額を算出・納入）によりその差額の返還を求められ、会費収入が過大となっている可能性があることから、事実の精査と誤謬の再発防止に向けた事務の適正化を図ることについての是正措置の意見が令和元年度の監査報告において示された。

これについては、次のとおり対応した。

令和2年8月14日付け日調連発第163号をもって「改正日本土地家屋調査士会連合会会則の施行前における土地家屋調査士法人会員に係る連合会の会費の納入に関する調査」を各土地家屋調査士会に依頼した結果、最終的に22の土地家屋調査士会において連合会会則又は連合会の運用と異なる取扱いがされていることが判明した（土地家屋調査士法人会員数分ではなく土地家屋調査士法人の事務所数分を納めていたとする土地家屋調査士会が2会、土地家屋調査士法人会員に係る連合会の会費納入の始期と終期（入会と退会の時期）が規定と異なる土地家屋調査士会が20会）。

これを受けて当該土地家屋調査士会に対し、同年9月9日付け日調連総発第172号及び同第173号をもって詳細な調査を行った結果、会費の誤納の事由及び会費の過納分又は未納分の期間が特定された。

この過納分及び未納分についてどのように取り扱うか同年12月9日・10日に開催された第6回理事会において審議され、過納分については返還することとし、未納分については徴収することとされ、返還及び徴収に当たっての遡及期間については、連合会において連合会の会費の納入を確認することができる（根拠書類が存在する）平成21年4月までとするが（土地家屋調査士会において当該期間の根拠書類を廃棄したことにより不明としている場合も含む。）、連合会において当該納入を確認することができない平成21年3月以前においても、土地家屋調査士会において当該納入を確認することができる（根拠書類が存在する）場合はその期間まで遡及することとして承認された。

また、過納分の返還及び未納分の徴収における会計上の取扱いについて令和3年2月17日・18日に開催された第8回理事会において審議され、土地家屋調査士会においての土地家屋調査士法及び日本土地家屋調査士会連合会会則における関係規定の認識の相違、清算（過納分の返還及び未納分の徴収）を行う上での遡及期間の考え方及び過誤納

のない土地家屋調査士会への理解等を勘案し、また清算を行うこととなる土地家屋調査士会における予算措置等の対応にも配慮する必要があることから、定時総会で説明し承認を得た上で清算することが望ましいとして、令和3年度の一般会計予算（案）で対応することが承認された。

今後は、同予算（案）が承認された後、清算をすることとしている。

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 予算執行の適正管理

規則等にのっとり適正かつ効率的な会務運営を行うため、令和2年度予算が計画的に執行されるよう管理するとともに、事業執行における発注及び支出に関する手続について、改善すべき点があれば適切な方策を検討し、順次改善するよう努めた。

(2) 中長期的な財政計画の検討

会員数の予測等将来の動向を勘案した令和2年度版のシミュレーション資料を作成した。

その結果、従来傾向と同様、今後も会員数が減少する見通しであり、継続して実施する事業も多いことから、将来的には更に財政状況が厳しくなる予測となった。

なお、同シミュレーション資料は、令和3年度予算（案）の作成に活用した。

2 福利厚生及び共済事業の充実

(1) 親睦事業の検討及び実施

写真コンクール及び親睦ゴルフ大会を実施するとともに、親睦事業の在り方について検討した。

① 写真コンクール

ア 第35回

例年の開催時期を変更し、土地家屋調査士制度制定70周年記念として70周年賞（シニア部門・ジュニア部門）を設けて作品を募集したところ、106名から計171作品の応募があった。

審査結果は、第77回定時総会の資料として配布するとともに、連合会ウェブサイト（会員の広場）、Eメールマンスリー7月号、会報8月号（No.763）に掲載した。

なお、令和2年2月7日から28日までの期間で、土地家屋調査士会員によるインターネット投票を実施（投票数134票）し、得票数の最も多かった作品に「は一もに一賞」を授賞した。

また、受賞者への賞状授与を各土地家屋調査士会の定時総会において行うことを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から取りやめることとなった。

イ 第36回

「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制とし、令和2年12月15日付け日調連発第298号、会報12月号（No.767）、Eメールマンスリー12月号及び連合会ウェブサイト（会員の広場）において作品募集を行ったところ、117名から計217点（調査士ノ目線部門：39点、自由部門：178点）の応募があった。

なお、審査結果は令和3年度に公表する予定である。

また、令和3年2月5日から26日までの期間で、土地家屋調査士会員によるインターネット投票を実施しており、162票の投票があった。

おって、第35回で中止した各土地家屋調査士会の定時総会における受賞者への賞状授与を実施する予定である。

② 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

ア 令和2年度の大会

京都土地家屋調査士会及び近畿ブロック協議会の協力により、土地家屋調査士制度制定70周年記念大会として、令和2年10月の開催に向け準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催を取りやめることとなった。

イ 令和3年度の大会

令和3年3月25日付け日調連発第398号をもって、第35回大会として京都土地家屋調査士会及び近畿ブロック協議会の協力により次のとおり開催する予定であることを周知した。

日 時 令和3年10月8日（金）、9日（土）

場 所 城陽カントリー倶楽部（観光も予定）

前夜祭 京都ホテルオークラ

ウ 令和4年度以降の大会

開催におけるブロック協議会の順番の目安については、令和2年度第2回全国ブロック協議会長会同において説明した。

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援

① 賠償責任保険及び測量機器総合保険等の既存保険への加入について

会報及びEメールマンスリー等により促進を図り、共済会事業の支援を行った。

その一つとして、三井住友海上火災保険株式会社と連携して、各会員へ配布するための土地家屋調査士賠償責任保険事故例集の冊子を、令和元年度に改訂したPDF版を再編集して作成し、各土地家屋調査士会に送付した。

② 国民年金基金及び賠償責任保険への加入の促進に関する説明会（電子会議）

令和2年11月26日、27日に、各土地家屋調査士会の新入会員の応対者や会員の福利厚生等の担当者を対象として、賠償責任保険及び国民年金基金についての電子会議による説明会を開催し、26日は29会、27日は20会が参加した。

③ 保険制度の在り方について

共済会が取り扱う損害保険はほぼ1社が独占している状況であるが、他社が取り扱っている土地家屋調査士賠償責任保険との比較を行い、現状を確認した。

(3) 国民年金基金への加入の促進

各土地家屋調査士会の協力を得て、国民年金基金への未加入会員、新入会員、配偶者及び補助者に対して、全国国民年金基金土地家屋調査士支部と連携しながら積極的な加入の促進を図った。

その一つとして、上記(2)の②に記載のとおり、賠償責任保険に関する内容と併せて電子会議による説明会を開催した。

また、ブロック協議会における会議及び研修会等において、国民年金基金の説明の機会を設けることについて、令和2年8月26日付け日調連発第168号をもってお願いした。

3 ブロック協議会への助成の在り方について

ブロック協議会への交付金について、連合会がブロック協議会に求める活動に係る費用を基に、新たな算定根拠を検討した。

同算定根拠による交付金は、令和3年度からの交付を予定している。

4 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

全国的に均質な土地家屋調査士業務を提供するための環境の整備等を目的として、土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成を実施することとしており、令和2年7月27日付け日調連発第135号をもって、対象となる土地家屋調査士会（12会）及び助成金の上限等について通知し、令和2年11月末日までに、対象となる全ての土地家屋調査士会に助成金総額9,870,000円を交付した。交付状況は下表のとおりである。

なお、令和3年度の実施内容については、助成金の上限が、当該土地家屋調査士会が連合会へ納める会費の年額を上回る場合は、同額を上限とするとともに、報告書の内容を簡易にすることとして、令和3年3月3日付け日調連発第377号をもって各土地家屋調査士会に周知した。

また、令和6年度から助成金以外の方法による支援計画に移行することについても検討した。

【交付状況一覧】

| 会名 | 会員数※ | 交付額 | 主な用途 |
|-----|------|-----------|---|
| 山梨 | 152 | 170,000 | [広報] 広報グッズ作成 |
| 和歌山 | 147 | 250,000 | [広報] 土地家屋調査士制度制定 70 周年事業 |
| 福井 | 153 | 160,000 | [広報] 広告掲載 |
| 鳥取 | 70 | 1,370,000 | [研修] オンライン研修の環境整備 [広報] 制度広報、土地家屋調査士制度制定 70 周年事業 |
| 島根 | 105 | 860,000 | [研修] 研修会実施 [広報] 広報グッズ作成 |
| 佐賀 | 111 | 770,000 | [研修] 研修会実施 [広報] 広告掲載、広報グッズ作成 |
| 秋田 | 120 | 640,000 | [研修] 教材購入、オンライン研修の環境整備 [広報] ラジオ CM、土地家屋調査士制度制定 70 周年事業 |
| 青森 | 128 | 520,000 | [研修] 研修会実施 [広報] 土地家屋調査士制度制定 70 周年事業 |
| 函館 | 52 | 1,630,000 | [研修] 研修会実施 [広報] 広報グッズ作成、土地家屋調査士制度制定 70 周年事業 |
| 旭川 | 60 | 1,520,000 | [研修] オンライン研修の環境整備 [広報] 広報グッズ作成 |
| 釧路 | 78 | 1,250,000 | [研修] 研修会実施 [広報] 広告掲載、広報グッズ作成、土地家屋調査士制度制定 70 周年事業 |
| 高知 | 114 | 730,000 | [研修] 研修会用機材購入 [広報] 無料相談会開催、広告掲載 |
| | 計 | 9,870,000 | |

※ 令和元年 10 月 1 日現在

【研修内容一覧】

| 会名 | 回数 | 研修内容 |
|-----|----|--|
| 山梨 | なし | |
| 和歌山 | なし | |
| 福井 | なし | |
| 鳥取 | なし | 研修会を 2 回予定していたが、1 回は延期、1 回は中止となった。 |
| 島根 | ① | ・境界紛争も含めた相隣関係トラブル事例について |
| | ② | ・新人研修会 |
| 佐賀 | ① | ・官民境界の諸問題 |
| 秋田 | なし | |
| 青森 | ①② | ・連合会 e ラーニングの視聴（レポート提出者への景品を作成） |
| | ③ | ・土地家屋調査士のための成年後見制度の基礎知識 ・境界確定測量について |
| 函館 | ① | ・個人情報保護法の概説及び土地家屋調査士業務における留意点について |
| | ② | ・通信の歴史とコミュニケーション手段の多様化について |
| 旭川 | なし | 研修会を 3 回予定していたが全て中止となった。 |

| | | |
|----|----|---|
| 釧路 | ① | <ul style="list-style-type: none"> ・消費税法改正（インボイス制度）について ・土地家屋調査士法改正について ・各種給付金の説明及び受給方法について（新型コロナウイルス感染症関連） ・オンライン会議システムの導入 |
| | ② | <ul style="list-style-type: none"> ・一筆測量について |
| 高知 | なし | |

5 役員給与、旅費、報償費、謝金等の取扱いにおける関係規則の新設及び改正について

令和2年度に入って電子会議が増加し、今後もこの状況が継続する見込みであることや役員と委員等についての運用が現状と異なること等から、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）等の一部改正を行った。

また、連合会が慣例的に役員以外の者に支払う報償費や顧問料等の取扱いを定める規則の新設及び関係規則等の一部改正を行った。

本件に関する詳細については、他の諸規則と併せて総務部から報告する。

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1) 「調査・測量実施要領」（現行）に関する事項

現行の調査・測量実施要領（以下「調測要領」という。）については、令和元年12月19日付け日調連発第276号をもって、調測要領（第7版）の運用を正式に停止したことから、調測要領（第6版）を運用することとした。

また、土地家屋調査士業務等に関する各土地家屋調査士会等からの照会については、調測要領と他の規程を確認し、必要に応じて各部、PT等と連携を図り対応した。

(2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項

不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフトについては、各土地家屋調査士会等からの質問や連合会ウェブサイト内の専用掲示板の書き込み等について随時対応している。

また、各土地家屋調査士会等から寄せられた不具合等の報告については、開発業者と連携し対応を進めており、現在の同ソフトのバージョンは2.6.3版（令和元年6月5日付け日調連発第82号）となっている。

連合会ウェブサイトに掲載している「Q&A」についても、各土地家屋調査士会等からの問合せ状況により更新した。

2 筆界特定制度の検討及び指導

隣接土地所有者が不明な土地に対する筆界特定制度を利用した解決方法（筆特活用スキーム）の啓発と情報収集については、社会事業部と連携して対応し、今後は「筆界認定の在り方に関する検討会」の検討内容を踏まえ、継続して法務省民事局民事第二課と協議を行うこととした。

3 登記測量に関する事項

(1) 登記基準点についての指導・連絡

土地家屋調査士会から認定申請される書類の点検を行い、申請者からの照会等に対応した。申請状況等は次のとおり。

① 認定された登記基準点（令和2年度 ※令和3年3月31日現在）

| 会名 | 地区名 | 登記基準点 | | 認定状況 | |
|----|-------------------------------|-------|-----|------------|----|
| 兵庫 | 神戸市灘区神ノ木通3丁目外 | 3級 | 3点 | 2020/4/13 | 認定 |
| | | 4級 | 80点 | | |
| 岩手 | 青森県八戸市南郷地内 | 1級 | 2点 | 2020/5/1 | 認定 |
| 福岡 | 福岡県行橋市泉中央、西泉、南泉地区 | 1級 | 4点 | 2020/5/22 | 認定 |
| | | 3級 | 28点 | | |
| 鳥取 | 鳥取県倉吉地区 東伯郡湯梨浜町地内 | 2級 | 4点 | 2020/6/1 | 認定 |
| | | 3級 | 10点 | | |
| 岩手 | 岩手県南地区（一関市巖美町） | 2級 | 2点 | 2020/6/22 | 認定 |
| 岩手 | 岩手町江刈内地区 | 2級 | 1点 | 2020/6/22 | 認定 |
| 愛知 | 愛知県春日井市不二ガ丘地内他 | 3級 | 6点 | 2020/7/3 | 認定 |
| 岩手 | 泉田地区 | 2級 | 1点 | 2020/7/8 | 認定 |
| 香川 | 香川県善通寺市下吉田町本村東、本村西地区 | 2級 | 3点 | 2020/7/22 | 認定 |
| | | 4級 | 18点 | | |
| 香川 | 香川県高松市香川町川東上、川内原地区 | 2級 | 3点 | 2020/8/7 | 認定 |
| | | 4級 | 20点 | | |
| 岐阜 | 岐阜県美濃市地区 | 2級 | 6点 | 2020/8/11 | 認定 |
| 静岡 | 牧之原市菅ヶ谷 | 2級 | 4点 | 2020/8/25 | 認定 |
| 岐阜 | 各務原市鵜沼各務原町地内 | 4級 | 14点 | 2020/9/1 | 認定 |
| 岐阜 | 各務原市那加巾下町地内 | 4級 | 19点 | 2020/9/1 | 認定 |
| 岩手 | 岩手県南地区（一関市花泉町） | 2級 | 6点 | 2020/10/13 | 認定 |
| 静岡 | 浜松市東区和田町、宮竹町、大蒲町、植松町、子安町地区 | 4級 | 65点 | 2020/10/19 | 認定 |
| 香川 | 香川県坂出市府中地区 | 2級 | 3点 | 2020/11/6 | 認定 |
| | | 4級 | 16点 | | |
| 岐阜 | 岐阜市溝口中ほか3地内 | 3級 | 6点 | 2020/12/10 | 認定 |
| 静岡 | 浜松市南区渡瀬町地区 | 2級 | 4点 | 2020/12/17 | 認定 |
| 大阪 | 大阪府堺市南区別所地区 | 2級 | 4点 | 2021/1/21 | 認定 |
| 香川 | 高松市今里町、今里1丁目、今里2丁目、上福岡町、松縄町地内 | 3級 | 13点 | 2021/2/15 | 認定 |
| 岩手 | 宮城県北地区（気仙沼市下八瀬） | 1級 | 1点 | 2021/3/4 | 認定 |
| 愛媛 | 愛媛県今治市喜田村地区 | 2級 | 2点 | 2021/3/4 | 認定 |
| | | 3級 | 14点 | | |

| | | | | | |
|----|------------------|----------------|-------------------|-----------|----|
| 愛媛 | 愛媛県今治市古国分1丁目地区 | 2級 | 3点 | 2021/3/4 | 認定 |
| 静岡 | 浜松市南区渡瀬町・東区植松町地区 | 4級 | 93点 | 2021/3/25 | 認定 |
| 愛媛 | 松山市山田町地区 | 2級 3級 4級 | 4点 10点 133点 | 2021/3/25 | 認定 |

認定：26地区 1級 7点、2級 50点、3級 90点、4級 458点 合計 605点

② 現在までの認定登記基準点数（平成20年から令和3年3月31日現在まで）

認定：263地区 1級 1,823点、2級 485点、3級 1,177点、4級 1,718点 合計 5,203点

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

日調連データセンターシステム（試行的な認定登記基準点の位置情報の公開（<http://www.chousashi.org/kizyunten/v2map.htm>））の維持管理を行っており、登記基準点の認定に伴い、随時更新を行った。



URL：<https://www.geospatial.jp/ckan/organization/landandhouseinvestigator>

(3) 会員技術向上の検討及び指導

各土地家屋調査士会等からの問合せに随時対応を行った。

(4) 関係機関との連携及び協議

法務省、国土交通省等関係機関との協議を随時行った。

4 土地家屋調査士職務規程の作成

日本土地家屋調査士会連合会第77回定時総会において、土地家屋調査士職務規程の新設について承認されたことから、令和2年7月21日付け日調連発第132号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

また、同規程の趣旨・解説についても令和3年3月22日付け日調連発第389号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

5 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項

土地家屋調査士業務取扱要領については、土地家屋調査士職務規程第12条第2項に規定する「連合会が別に定める要領」として作成し、令和2年12月21日付け日調連発第311号をもって通知しているが、法務省民事局民事第二課の確認を経て、一部文言の修正等を行ったことから、令和3年3月23日付け日調連発第392号をもって再通知した。

また、令和3年3月上旬を予定していた同要領（冊子）の送付について、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴い作業に遅れが生じており、同月24日から順次発送作業を行った。今後、事務所所在地の変更等を理由に返送された冊子について、再送付の対応を行うこととしている。

さらに、土地家屋調査士業務取扱要領に関するeラーニングコンテンツを作成したので、日調連ウェブサイト会員の広場内「eラーニング」ページに公開し、令和3年3月31日付け日調連発第405号をもって各土地家屋調査士会に連絡した。

6 表題部所有者不明土地問題等対応

制度対策本部と連携して、法務省等関係各所と表題部所有者不明土地等問題（変則型登記の解消）に係る打合せを行った。

7 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応

調査士カルテ Map システムの開発元である株式会社ゼンリンと随時打合せを行い、同システムの機能向上及び利用者数促進に向けた施策の検討を行った。

また、調査士カルテ Map システムの利用促進に向けて、同システムの利用方法に関する動画（基本編及び利活用編）を制作し、令和2年11月10日付け日調連発第260号をもって各土地家屋調査士会にお知らせした。

8 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応

「官民データ活用推進基本法」の施行に伴い、内閣府で検討している不動産登記情報のオープンデータ化の動きに伴う不動産表示登記制度への影響等について平成30年度から議論してきた官民オープンデータ化に係る対応を行った。

9 オンライン登記申請への対応

法務省民事局総務課登記情報センター室から、登記・供託オンライン申請システムに新たな機能の追加等を行う旨の連絡を受けて、令和3年1月18日付け日調連発第338号をもって各土地家屋調査士会宛てにお知らせしており、同年2月13日以降、申請用総合ソフトを起動することでバージョンアップ（6.7A→7.0A）を行う仕様となっている。

さらに、登記・供託オンライン申請ウェブサイトには掲載されていないが、電子申請における土地所在図等の図面情報ファイル名について、法務省ウェブサイト内「不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式」ページにおいて、これまで2桁が上限となっていた文字数を「sokuryouzu#####.xml」のように1桁～5桁までの数字を付すことが可能となった旨掲載されていることから、令和3年3月12日付け日調連発第385号をもって各土地家屋調査士会にお知らせした。

10 新型コロナウイルス感染症に関する対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による部品の供給の滞留を理由としてトイレ等の設備等が設置されていない建物に関する用途性の認定及び新型インフルエンザ等緊急事態宣言等に伴う表示に関する登記事務等の取扱い等について、随時、文書を通知した。

また、政府が統一的指針として示している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）」において、各関係団体等に業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染予防のための取組を求めていることから、感染管理に精通した専門家の監修を経て、「新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止ガイドライン」を作成し、令和2年7月15日付け日調連発第122号をもって通知した。

なお、同ガイドラインについては、連合会ウェブサイト「情報公開」ページに公開しており、法務省民事局民事第二課等から追加の情報提供があった際は、同ページを随時、更新した。

11 令和元年度土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する実態調査の結果に基づく報酬ガイドの作成について

令和元年度に実施した土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の結果に基づき、平成31年3月に作成した「土地家屋調査士報酬ガイド」を参考にして、報酬ガイド（令和元年度版）のPDFデータを作成したので、令和3年3月31日付け日調連発第408号をもって各土地家屋調査士会にお知らせするとともに、日調連ウェブサイト情報公開における「業務報酬統計資料」ページに公開した。

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施

(1) 専門職能継続学習（CPD）の運用

① CPDの運用管理

連合会と各土地家屋調査士会との間で、CPD 管理システムで作成した CPD データの授受を行い、CPD の適正な管理に努めた。

② CPD 評価検討委員会の開催

令和 3 年 2 月 26 日に、有識者を交えた土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会（電子会議）を開催し、CPD 制度の適正な運営管理について協議した。

③ 測量系 CPD 協議会連絡会への出席

測量系 CPD に関する情報交換を行うため、例年 5 月に開催される測量系 CPD 協議会連絡会に出席しているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、e メールによる資料配布のみの実施となった。

(2) 令和 2 年度新人研修の運営・管理・実施

令和 2 年 6 月 23 日（火）～25 日（木）につくば国際会議場において実施を予定していた令和 2 年度土地家屋調査士新人研修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、日程を同年 12 月 21 日（月）～23 日（水）に延期し、インターネットを利用した配信形式による実施方法に変更して開催した。

なお、受講者 333 名中 328 名が同新人研修を修了した。また、この他に聴講者 1 名が出席した。

| ブロック | 受講者数 | 修了者数 |
|------|------|------|
| 関東 | 122 | 118 |
| 近畿 | 44 | 44 |
| 中部 | 48 | 47 |
| 中国 | 24 | 24 |
| 九州 | 33 | 33 |
| 東北 | 36 | 36 |
| 北海道 | 10 | 10 |
| 四国 | 16 | 16 |

(3) 令和 3 年度新人研修の計画・管理

令和 3 年度新人研修の受講者募集は、令和 3 年 2 月 12 日付け日調連発第 358 号において各土地家屋調査士会に周知した。

なお、次の日程で、連合会において全国 1 会場で実施・運営することとしている。

<実施概要>

日 程 令和 3 年 6 月 6 日（日）～8 日（火）

場 所 つくば国際会議場（茨城県つくば市竹園 2 丁目 20 番 3 号）

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や社会情勢等を考慮し、受講予定者が多数となった場合は、令和 3 年 10 月 6 日（水）から 8 日（金）の予備日程による実施を予定している。

(4) 年次研修の計画・管理

① 実施についての検討

令和3年度から実施する年次研修の実施方針及び研修内容等について検討を行い、令和3年2月26日付け日調連発第373号をもって各土地家屋調査士会に運営について委託文書を通知した。

② 教材の作成

教材の作成について検討を行い、令和3年3月31日付け日調連発第406号をもって各土地家屋調査士会に年次研修教材を送付するとともに、連合会ウェブサイト「会員の広場」に開設した年次研修のページにおいて教材を公開した。

なお、作成した教材は次のとおり。

ア 映像教材関係

○ 講義動画（DVD 媒体）

職務上請求書（講師：大竹正晃 会員（神奈川会））

倫理・懲戒処分事例（講師：秋保賢一 弁護士（岐阜））

○ スライド資料

イ グループ討論関係

○ 課題

○ グループ討論マニュアル（受講者用）

○ グループ討論マニュアル（運営・進行用）

ウ 配布資料

○ 直近の法改正等抜粋（平成25年4月1日～令和2年3月31日）

(5) eラーニングの拡充・整備と運用

① コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備

eラーニングの更なる充実を図るため、令和元年度に引き続き、株式会社東京リーガルマインド(LEC)とコンテンツ制作委託の契約を締結し、次の2本のコンテンツを制作し、連合会ウェブサイト「会員の広場」において公開した。

ア 税務に関する知識①不動産取引と税（不動産取得税、固定資産税、印紙税、登録免許税）〔法改正により平成26年度制作分の再収録版〕

イ 相続に関する法律知識～相談対応の基礎知識の修得～〔法改正により平成29年度制作分の再収録版〕

② 連合会が企画したコンテンツの制作

次のコンテンツを制作し、連合会ウェブサイト「会員の広場」において公開した。

ア 土地家屋調査士とオープンデータ（講師：川島宏一 筑波大学教授）

イ 土地家屋調査士業務取扱要領（第1章～第2章）（講師：大竹正晃 会員（神奈川会））

ウ 土地家屋調査士業務取扱要領（第3章～第7章）（講師：丸山晴広 会員（東京会））

※ イ、ウの対応は業務部

③ eラーニングアクセス状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため集合形式による研修実施が困難であり、その代替としてeラーニングの視聴を案内している土地家屋調査士会もあることから、アクセス数が急増した。

| | | | | |
|--------|-------|----------|-------|--------|
| 平成25年度 | アクセス数 | 4,556件、 | ユーザー数 | 1,484名 |
| 平成26年度 | アクセス数 | 4,037件、 | ユーザー数 | 1,436名 |
| 平成27年度 | アクセス数 | 12,424件、 | ユーザー数 | 3,004名 |
| 平成28年度 | アクセス数 | 12,167件、 | ユーザー数 | 2,760名 |
| 平成29年度 | アクセス数 | 15,938件、 | ユーザー数 | 2,969名 |
| 平成30年度 | アクセス数 | 10,745件、 | ユーザー数 | 2,723名 |
| 令和元年度 | アクセス数 | 8,979件、 | ユーザー数 | 2,332名 |
| 令和2年度 | アクセス数 | 21,119件、 | ユーザー数 | 4,630名 |

(6) 研修体系及び研修の充実の検討

① 講師団名簿（冊子）の送付

令和元年度に作成した講師団名簿（冊子）について、令和2年4月28日付け日調連発第48号をもって各土地家屋調査士会に送付した。

② 諸規則の整備

令和3年度から日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項の指定する研修として新人研修及び年次研修を指定することから、研修関連規則の見直しを行った。

ア 土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部改正（令和2年12月10日施行）

新人研修及び年次研修を義務研修として指定した。

イ 土地家屋調査士新人研修実施要領の一部改正（令和3年2月18日施行）

ウ 土地家屋調査士年次研修実施要領の新設（令和3年2月18日施行）

エ 日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項の指定する研修の欠席者に対する指導要領（モデル）の新設（令和3年2月18日理事会承認）

本件に関する詳細については、他の諸規則と併せて総務部から報告する。

③ 研修体系の検討

研修制度の基盤を整備するため、土地家屋調査士に必要な研修科目の検討を行った。

また、平成29年に各土地家屋調査士会へ発出した「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」の第3章1(2)に掲げる「日調連に研修・研究所を設置」することについても検討を行い、これらについては次期研修部に引き継ぐこととした。

(7) 研修情報の公開の活用・推進

研修インフォメーションの適正な管理に努めた。

なお、令和3年3月31日現在、8ブロック44会から計958件の研修情報の登録がされている。

(8) 研修用教材の作成・運用・更新

令和3年度から実施する年次研修で使用する教材を作成した（前述1(4)②参照）。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

(1) 会報への記事掲載

会報12月号（No.767）から2月号（No.769）まで、受講者の体験談を掲載した。

（12月号：鹿児島会・旭川会、1月号：兵庫会・山口会、2月号：静岡会・富山会）

(2) チラシの作成

受講促進のためのチラシ（電子データ版）を作成し、各土地家屋調査士会への周知及び連合会ウェブサイトへの掲載を行った。

また、印刷したチラシを各土地家屋調査士会に発送し、更なる受講促進を依頼した。

(3) 土地家屋調査士試験受験者への周知

令和2年度土地家屋調査士新人研修において、受講促進のためのチラシを配布した。

また、土地家屋調査士試験の口述試験が行われる会場（8法務局）に、第16回土地家屋調査士特別研修に係る資料一式を送付し、同試験受験者への配布をお願いした。

(4) 今後の土地家屋調査士特別研修に向けた対応

今後の土地家屋調査士特別研修の在り方を模索するため、過去の考査問題の出題傾向を取りまとめ、教材や考査問題の作成に向けた対応を行った。

3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

ADR認定土地家屋調査士を対象とした研修について、既存のコンテンツを活用した研修方法について検討を行った。

六 広報部関係

1 広報に関する事項

(1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信

① 土地家屋調査士制度制定70周年における広報活動

ア 70周年記念事業等の広報

連合会ウェブサイト・日調連の活動に「70周年記念事業」のページを設けて広報を行った。また、会員の広場に登記制度創造プロジェクト等の内容について公開した。加え

て70周年実行委員会と連携し広報に関するツールを企画・立案した。

イ マンガ小冊子及び動画の作成

70周年及び法改正に関連して土地家屋調査士の成長物語についてのマンガ小冊子及び動画等を制作した。

ウ 対談企画

公益社団法人日本測量協会の清水英範会長と國吉会長との対談を行った。

② ウェブ広報の充実

ア SNSの活用、連合会ウェブサイトの運用

SNSを活用するための運用基準を作成した。併せて、連合会ウェブサイトの運用方法についても検討を行った。

イ ウェブセミナー

短時間・小人数での一般市民向けのウェブセミナーを開始し、第1回目のセミナーを3月31日に開催した。

③ 広報イベントへの参画

ア こども霞が関見学デー

8月に各省庁での開催が予定されていたが令和2年度の開催は中止となった。

イ 法の日フェスタ

10月3日に法務省での開催が予定されていたが、集合形式での開催が中止となり、代わりに法務省のウェブサイト上に「法の日・特設ページ」が開設された(http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00141.html)。同特設ページにおいて法務省・動画ラインナップの一つとして「アニメでわかる土地家屋調査士」の動画が掲載されている。

ウ 伊能図完成200年記念事業

1821年に伊能図が完成し、幕府に上納されてから令和3年で200年となることから、それを記念した次の事業を行うための推進協議会に参画した。

伊能忠敬銅像建立20周年記念式典（令和2年10月17日・富岡八幡宮）

伊能図完成200年記念の集い（令和3年4月16日～18日・江東区文化センター）

伊能図完成200年記念式典（令和3年4月17日・江東区文化センター）

記念落語会（令和3年4月17日・江東区文化センター）

記念講演会（令和3年4月18日・江東区文化センター）

④ 広報ツールの作成及び活用

ア 「地識くん」の新ポーズの作成

「地識くん」の新ポーズを作成し、連合会ウェブサイトに掲載した。

イ 連合会のロゴマークの作成

外部に向けたPRのため、連合会のロゴマークを作成した。

ウ 土地家屋調査士ポスターの作成

土地家屋調査士ポスターを作成した。なお、各土地家屋調査士会名を入れたポスターデータも作成し、配布した。

⑤ 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動

ア 土地家屋調査士法の施行日（昭和25年7月31日）生まれの会員紹介ページの作成
70周年記念事業と連携し、7月31日に土地家屋調査士法の施行日（昭和25年7月31日）生まれの会員の方からメッセージを頂き、連合会ウェブサイトで公開した。

イ 「土地家屋調査士法改正」に関する啓発活動

連合会ウェブサイト内に法改正に関するページを作成した。

ウ 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

後段で報告する。

エ 英文ロゴマークの検討

土地家屋調査士（LHI）及び日本土地家屋調査士会連合会（JFLHIA）の英文を基にした広報用ロゴマークの検討を行った。

⑥ 社会貢献事業としての活動

ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会

7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を企画し、令和2年7月～9月にかけて土地家屋調査士会の協力を得て全国71会場で開催され、267件の相談を受けた。

また、例年と同じく同相談会の開催PRを目的とした統一ポスター・チラシ・バナーのデータを作成し、各土地家屋調査士会へ送付するとともに、開催費用として開催していただいた土地家屋調査士会に5万円の助成を行った。



なお、相談会の結果について取りまとめを行い、連合会ウェブサイト（会員の広場）において公開した。

⑦ 受験者の拡大に向けた活動

高校生、大学生をターゲットとした活動として、マンガ小冊子のデータを作成した。

⑧ 土地家屋調査士白書の作成

『土地家屋調査士白書 2020』を令和2年7月13日に発刊し、関係各所へ配布した。



(2) 内部に向けた組織強化のための広報

① 社会連携事業としての組織強化

ア 出前授業に関する意見交換会

出前授業を積極的に行っている土地家屋調査士会の担当者から情報収集や意見交換を行うため、電子会議で意見交換会を開催した。

イ 寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケート

例年どおり全国の寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケートを行い、連合会ウェブサイト（会員の広場）において結果を公開した。

ウ 明海大学不動産学部企業推薦特別入試

明海大学不動産学部との協定書に基づき、同学部への企業推薦特別入試についての募集記事を会報及びEメールマンスリーに掲載した（会報7月号（No.762）、同12月号（No.767））

② 各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会との情報共有

ア 会員向け広報ニュースページの公開

会員の広場に、情報共有ツールとして『会員向け広報ニュース』のページを作成し公開した。

イ 土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成の対象土地家屋調査士会との広報に関する意見交換会

土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成の対象土地家屋調査士会における広報活動について土地家屋調査士会の担当者から情報収集や意見交換を行うため、電子会議で意見交換会を開催した。

2 会報の編集及び発行に関する事項

(1) 内部に向けた情報の集約と共有

(2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信

(3) 連合会各部との連携のための情報共有

業務に直結したものや土地家屋調査士を取り巻く社会的変化に対応した事象など、会員に必要な情報を掲載するとともに、外部への土地家屋調査士に関する情報発信を意識した紙面づくりも念頭に置きながら、会報、Eメールマンスリー、ウェブサイトのそれぞれの長所を活用した効率的な情報発信を行った。

3 情報の収集に関する事項

(1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集

関連する外部セミナー等に参加するなどして、情報収集を行った。また、基本的な広報の理論や技術等の習得のため、広報に関する外部講座を役員1名及び事務局1名に受講させた。

(2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集

研究所、地籍問題研究会及び国際地籍学会と連携して、国際的な動向に関し、情報収集を行った。

(3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

災害への対応や災害からの復興、また事前復興の取組に関する情報収集を行った。

なお、上記(1)～(3)で収集した情報については、必要に応じて会報、会員向け広報ニュース等で紹介を行った。

七 社会事業部関係

1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項

(1) 令和2年8月27日に全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（全公連）と打合せを行い、コロナ禍における法務省不動産登記法第14条地図作成作業の進捗状況を始めとする公嘱業務に関する情報の収集及び意見交換を行った。

(2) 土地家屋調査士業務の入札及び発注において的確な取扱いがされていないと思われる事案等について、各土地家屋調査士会及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会から提供された情報を基に、対応について検討した。

(3) 入札参加資格における入札区分に「登記関連業務」が新設されたことに伴い、発注官公署に対する啓発活動としてパンフレットを作成し、各土地家屋調査士会にその活用をお願いした。

(4) 農林水産省と国有農地測量・境界確定促進委託事業に関する情報交換については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から打合せを見合わせている。

2 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成及び整備

① 地図作成作業の実態については、各土地家屋調査士会長に登記所備付地図作成作業に係る入札情報の提供をお願いした。なお、令和2年度においては、当該作業を受託した一般公嘱協会に対しても当該情報の提供をお願いした。

本件については、提供された当該情報を調査分析し、今後の地図作成作業の在り方と

土地家屋調査士の関わりについて検討した。また、調査の結果を各土地家屋調査士会宛てにお知らせした。

- ② 地図作成作業規程の解説書の改訂については、総説、法務省不動産登記法第 14 条第 1 項地図作成作業規程（基準点測量を除く）及び参考資料について改訂作業を完了した。

法務省不動産登記法第 14 条地図作成等基準点測量作業規程については、現在、法務省民事局民事第二課において改定作業が行われている。

(2) 地籍整備事業の情報収集・啓発

- ① 国土調査法の見直し、第 7 次国土調査事業十箇年計画への対応（事業主体における筆界特定申請等への検討）を行うことについては、特に地籍調査作業規程準則改正や事業主体における筆界特定申請について、制度対策本部を窓口法務省民事局民事第二課と打合せを行った。
- ② 国土調査法第 19 条第 5 項指定申請の問題点等を整理し、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課に確認した。また、民間活用に関しては、土地家屋調査士として申請した会員との打合せを開催し、連合会として国土調査法第 19 条第 5 項指定申請を推進することに対する問題点等について意見を交換した。その後の国土交通省との意見交換については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から見合わせている。

3 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項

- (1) 狭あい道路（主に幅員 4 メートルに満たない狭い道路等）解消業務に関する情報収集及び推進については、先進的な取組を行っている市町の情報及び社会事業部担当役員の所属会がある市町の情報を中心に収集し、その内容をまとめた。
- (2) 宅建業界との連携強化により、不動産取引における図面の位置づけの明確化に向けて意見交換を行い、土地家屋調査士の関与を訴えることについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、宅建業界と打合せ等を見合わせている。

4 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

土地家屋調査士会 ADR センターが国民に広く活用されるように、オンラインシステムを利用し、各土地家屋調査士会間のネットワークを活用した遠隔地における紛争解決手続の利用拡充について、いわゆる ODR に対応できるセンター規則のモデル改正案を法務省大臣官房司法法制部審査監督課に確認した。

また、同課が事務局を務める ODR 推進検討会にオブザーバーとして出席した。

(1) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

- ① ADR 認定土地家屋調査士が行う相談業務（土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 8 号）の強化に向けた方策について検討することについては、制度対策本部と連携し、検討した。

- ② 所有者不明土地の財産管理人として ADR 認定土地家屋調査士を活用することについては、制度対策本部と連携して検討した。
- ③ ADR 認定土地家屋調査士の働き場所の拡大等について、土地家屋調査士会以外の ADR センターにおける法務大臣指定の可能性を法務省民事局民事第二課と協議した。
- ④ ADR 認定土地家屋調査士及び特別研修の将来的在り方については、制度対策本部と連携して検討した。

(2) 土地家屋調査士の司法参加に関する課題対応

- ① 境界関連訴訟において裁判所の許可を受けることを要しない補佐人として出廷し陳述できる制度の実現に向けた検討については、出廷陳述権を既に持つ他団体との意見交換を行う予定であったところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から見合わせている。
- ② 訴訟上の土地家屋調査士の活用方における裁判所への説明（提案）資料の作成については、制度対策本部で組成された ADR 認定土地家屋調査士活用に関する検討 PT において、資料作成以外の方法での土地家屋調査士の活用と関連させて協議した。
- ③ 筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携
 - 筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との効果的な連携については、法務省民事局民事第二課に対してフォローアップを要請した。
 - 筆界特定で特定された筆界が、境界確定訴訟において覆った事例の検証については、まとまった資料収集が困難なため、令和 3 年度に各土地家屋調査士会に実態調査をお願いする事前調査として、愛知県土地家屋調査士会の状況を調査した。
 - 筆特活用スキームの実情について調査・検討を行うことについては、筆界認定の在り方検討会の結果を踏まえて対応することにした。
 - ADR 運営報告書については、例年、各土地家屋調査士会に提出をお願いしているが、令和 2 年度においては、筆界特定制度及び土地家屋調査士会 ADR 制度との連携及び ADR センターにおける特徴的な取組に関する情報も収集した。

なお、各土地家屋調査士会からの運営報告書を取りまとめた集約版を作成し、各土地家屋調査士会に送付した。

5 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

日本司法支援センター（法テラス）本部と連携を図り、国民に広く情報提供を行う方策について意見交換を行い、各土地家屋調査士会がスポットで行う相談会等を国民へ情報提供する方策について協議し、各土地家屋調査士会に当該相談会等に係る開催情報の法テラス地方事務所への提供をお願いした。

6 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 所有者不明土地問題に関する情報収集及び提供

- ① 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部施行や民法及び土地基本法等の見直しを踏まえ、個別施策（地域福利増進事業、財産管理制度等）に関する情報については、愛知県土地家屋調査士会で取り組んでいる地域福利増進事業の情報を収集し、当該施策への参画について検討した。

なお、所有者不明土地対策の先進的取組については、広報部と連携し情報を収集した。

- ② 国土交通省各地方整備局所有者不明土地連携協議会の情報を収集し、積極的に土地家屋調査士が関わる方策についても、継続的に情報を収集した。

(2) 防災関係の情報収集及び提供

- ① 震災復興型法務省不動産登記法第14条地図作成作業の実施地域の選定（熊本）及び実施状況（東北）について、熊本会、宮城会、福島会、岩手会と復興事業等に関する打合せを行った。同打合せの議事録については、各土地家屋調査士会に参考送付した。
- ② 被害家屋認定事業等災害時における土地家屋調査士が取り組む社会貢献については、被災県の担当者と被害家屋認定事業等災害時の取組に関する情報交換を行った。同情報交換において、新たな災害基金（従来は被害者への見舞金であるが、将来的に被害家屋認定調査等に対応する会員への所得補償へ発展させること）の必要性についても意見を交換した。情報交換における議事録については、各土地家屋調査士会長に送付した。

八 研究所関係

令和元年度に策定したそれぞれの研究テーマについて、連合会会報で研究中間報告として掲載し、会員向けに公開しながら、本年度末の取りまとめ報告へ向け関係行事への参加等により、研究を進めた。

また、地籍問題研究会ウェブサイトにおいて公開されている第27回定例研究会では、各研究員の研究報告として各テーマごとに動画を作成しており、連合会ウェブサイトの会員の広場においても公開を開始している。

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実にに関する研究

(1) 歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究

過去に行われた歴史的な地図・資料等に関する研究について、研究成果をそれぞれの地域において利用するため、研究員の地域における資料類と現地との比較等の検証を実施し、

最終的な結論及び提言について成果の取りまとめを行った。

また、法務省地図管理システムに関して、公図等を利用したフィックス MAP の作成手法及び運用や管理方法等について研究を行った。

(2) 測量技術に関する研究

最新の機械技術の中から、UAV を利用した土地家屋調査士業務についての研究のほか、リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査への土地家屋調査士の参加可能性についても研究を行った。

また、UAV を利用できない都市部における一筆の土地の測量について、写真測量を用いてできるだけ自動化するため、最近普及してきた SfM (Structure from Motion) 写真測量を応用し、小さな境界標でも検出できる地上解像度と、境界標を自動で検出することを目的に近接 SfM 写真測量について研究を行い、その研究の一環として、令和 3 年 1 月 21 日にライカジオシステムズ株式会社の協力を得て、背負型の移動体計測器による実証実験を行った。

さらに、土地家屋調査士シェアリングエコノミーの可能性についても研究を行った。

(3) 不動産取引に関する研究

不動産取引に関する土地家屋調査士業務の可能性とリスク、いわゆる「確定測量」の定義に関する研究と不動産業界への発信、税務申告手続に関わる土地家屋調査士業務の研究、筆界確認書に関する研究等、土地家屋調査士の日常業務に頻繁に関わる身近な問題についての研究を行った。

(4) 国土が抱える問題に関する研究

所在不明土地の問題や不法越境問題など社会的に問題となっている事案について、ドイツ民法を参考に、適正な所有権の放棄に関する研究や、中古建物の内装等の変更による不動産価値の上昇について、不動産登記法において公示することについて研究を行った。

また、我が国における少子・高齢化を原因とする様々な問題のうち、不動産について、土地家屋調査士の視点から、土地所有者の実態把握が困難な事に起因する登記制度への問題点について研究を行った。

2 地籍に関する学術的・学際的研究

(1) 地籍問題研究会との連携

「地籍問題研究会」との連携を図り、研究所構成員が積極的に参加し、研究発表を行う環境の構築を行った。

冒頭のとおり、地籍問題研究会第 27 回定例研究会において、各研究員の研究報告の動画を配信しており、同研究報告は連合会ウェブサイト「会員の広場」においても公開をした。

(2) 日本登記法学会との連携

「日本登記法学会」との研究交流及び連携を図ってきた。

(3) 関連学術団体との研究交流

研究所の研究や土地家屋調査士の実務との関連性を見極めながら、必要に応じて研究交流を行った。

3 会長から付託された事項の研究

会長から付託された事案やテーマは特になかったものの、対応が可能な支援体制を整えた。

※ 「GNSS 単点観測法による登記引照点マニュアル」作成への対応について

制度対策本部と連携し、GNSS 単点観測法を用いた地積測量図作成のための「GNSS 単点観測法による登記引照点マニュアル」の作成と地積測量図作成方法について、法務省民事局民事第二課と協議を行ってきた。

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第 15 回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

土地家屋調査士法第 3 条第 3 項に規定する法務大臣が指定する研修（土地家屋調査士特別研修）について、令和 2 年度に第 15 回土地家屋調査士特別研修を実施したところ、土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有する者として、令和 3 年 3 月 15 日に 86 名が同法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受けた（受講者 108 名、認定率 79.6%）。

なお、これまでの土地家屋調査士特別研修による同認定者数は累計 6,528 名となった（令和 3 年 3 月 15 日現在）。

2 第 16 回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

(1) 実施日程

第 16 回土地家屋調査士特別研修は、次のとおり実施する予定であり、実施日程、実施基本計画、会場設置、実施に係る助成及びカリキュラムについて、令和 2 年 10 月 22 日付け日調連発第 244 号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

<第 16 回実施予定>

| | |
|--------|--------------------------------|
| 基礎研修 | 令和 3 年 7 月 9 日（金）～11 日（日） |
| グループ研修 | 令和 3 年 7 月 12 日（月）～8 月 19 日（木） |

| | |
|-----------|--------------------------|
| | ※ ただし、課題提出日は、令和3年8月3日（火） |
| 集合研修・総合講義 | 令和3年8月20日（金）～22日（日） |
| 考査 | 令和3年9月11日（土） |

(2) 実施会場

実施日程が延期後の2020東京オリンピック（7月23日～8月8日）及び同パラリンピック（8月24日～9月5日）の期間と重なること、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況下において、あらかじめ会場を設置する地域を受講者に示した形で会場設置することとした。

なお、映像教材についてはインターネットを利用した配信形式で実施とする。

(3) 受講者募集

第16回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について、令和3年1月7日付け日調連発第325号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

十 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会

土地家屋調査士制度制定70周年記念事業については、広報部役員を中心とした実行委員会を設置して対応した。

1 登記制度創造プロジェクト

各土地家屋調査士会のプロジェクトについては、実施内容の報告方についてお願いした。また、同プロジェクトを実施した土地家屋調査士会に助成金を支出した。

なお、各土地家屋調査士会における実施内容については、令和3年度において取りまとめ、冊子化することとしている。

2 シンポジウム・懇親会

(1) シンポジウム

令和2年10月26日（月）に東京国際フォーラムにおいて、連合会、全国土地家屋調査士政治連盟及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の共催シンポジウムを開催した。

コロナ禍での開催となったが、当日は新型コロナウイルス感染防止策を徹底し、会員、議員関係及び自治体職員等約600名の出席があった。また、ライブ配信も行ったところ、当日は約200名程度が視聴した。なお、ライブ配信の映像は、You Tubeにおいて配信を行った。

(2) 懇親会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催を取りやめた。

3 研究論文

執筆者各位から原稿が提出された。

執筆者及びテーマは次のとおりであり、令和 3 年度に作成する記念誌に掲載することとしている。

(1) 土地法制と土地家屋調査士の使命

執筆者 小柳春一郎 氏（獨協大学教授（地籍問題研究会代表幹事））

(2) 所有者不明土地問題と土地家屋調査士の役割

執筆者 吉原祥子 氏（公益財団法人 東京財団政策研究所 研究員・政策オフィサー）

(3) 土地家屋調査士法改正と土地家屋調査士の未来

執筆者 寶金敏明 氏（弁護士）

4 各ブロック協議会のシンポジウム等との連携

令和 2 年 9 月 3 日付け日調連総発第 168 号をもって各ブロック協議会におけるシンポジウム等の開催予定を聴取し、北海道ブロック協議会におけるテレビ番組の制作に対し協賛金を支出した。

5 記念業務提携

(1) ライカジオシステムズ株式会社との記念業務提携

令和 2 年 7 月 31 日にライカジオシステムズ株式会社と記念業務提携を取り交わした。

同業務提携については、東京会、栃木会、京都会、広島会、佐賀会、長崎会、熊本会、宮城会、札幌会、釧路会及び愛媛会が利用した。

なお、愛媛会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から延期している。

また、当該業務提携を利用し、歴史的保存物の 3D スキャンを行った土地家屋調査士会のデータを取りまとめることとしている。

(2) 公益社団法人全日本不動産協会との記念業務提携

令和 3 年 3 月 29 日に公益社団法人全日本不動産協会と事業提携基本協定書を取り交した。

6 写真コンクール及びゴルフ大会の記念事業化

第 35 回写真コンクールについては 70 周年記念として実施し、ゴルフ大会については開催

を取りやめた。

本件に関する詳細については、事業を所管する財務部から報告する。

7 記念グッズの作成について

70周年記念グッズとして、次のものを作成した。

- (1) 文庫本メモ
- (2) オリジナルLEDキーリング
- (3) クリアファイル
- (4) 缶バッジ
- (5) バックパネル
- (6) シール
- (7) スタッフジャンパー
- (8) マンガ小冊子データ

令和3年度に広報部において、マンガの印刷について各土地家屋調査士会から注文を取り、広報活動に有効利用する計画である。

8 記念誌の作成

各土地家屋調査士会から、最近10年間の変遷の原稿提供をいただく等鋭意編集作業を行ってきた。

また、同記念誌の別冊として、土地家屋調査士制度制定70周年シンポジウム記録集の編集作業も行ってきたところであり、いずれも令和3年7月中旬の発行、同月中の発送を目途としている。

9 書籍『建物認定』出版への協力

当該書籍の改訂を行うに当たり、発行元である民事法務協会から掲載する写真の収集等について協力依頼があり対応した。